

# 臨時総代会 議案書

日時 2015年6月22日(月)10時30分

会場 消費者信用生活協同組合内会議室

(盛岡市南大通一丁目八番七号 3階コミュニティールーム)

# 臨時総代会

## 次 第

1. 資格確認
2. 開会
3. 議長選出
4. 書記任命
5. 理事長挨拶
6. 議案審議
  - 第一号議案 第46期（2014年度）事業計画の変更の件
  - 第二号議案 役員選挙規約一部改定の件
  - 第三号議案 他の団体への加入又は脱退における加入金等の範囲の設定の件
  - 第四号議案 議案決議効力発生の件
7. 議長退任
8. 閉会

## 第1号議案 第46期（2014年度）事業計画の変更の件

第45期通常総代会（2014年8月23日開催）において原案のとおり可決承認いただきました第46期（2014年度）事業計画の一部（高齢者介護事業計画）を変更（中止）することにつきまして承認決議を得たい旨提案いたします。

なお、本件変更による当期の決算に対する影響はないものと認識しております。

### ○変更内容

第46期（2014年度）事業計画の「(3)投資計画案（長期計画案）」の中止  
（検討して参りました高齢者介護事業計画を中止）

### ○変更理由

本件は、第46期（2014年度）事業計画のうちの一つとして包括的に可決承認いただきました。

その後、理事会におきまして本件につき種々議論検討してまいりましたところ、次の事情により本件高齢者介護事業計画の検討中止のやむなきの判断に至りました。

- ①施設建設に関する不透明性（建築単価の高騰、資材の高騰、労務費の高騰、建設業者の確保の不透明性）
- ②高齢者事業職員確保の不透明性
- ③現状の当組合財務状況に対する計画投資規模

### ○補足説明

本件計画の変更は、第45期通常総代会決議に基づき理事会において検討してきた高齢者事業計画を中止するというものであり、内容的に当組合の経営方針に大きな影響を及ぼす重要事項であると思われることから、本来であれば、本件計画の中止を前提とした実務的対応については、生協法40条に定める「事業計画の変更」に該当するものとして予め総代会決議を経たうえで行うことが必要であったと思われまます。

しかしながら、正式な総代会決議を経るまでの間、当初の計画を前提とした具体的な実務を進行させなければならないとすれば、当組合に看過し得ない不利益・損失を発生させ、経営に影響を与えるおそれが生じることが懸念されたことから、理事会の経営判断により、当初の計画に基づき進行させていた実務的対応を総代会決議に先行して中止するとともに、常勤理事者において、本件実務的対応の中止に伴う不利益・損失等の有無など当組合の経営に対する影響の有無・程度を見極める作業を行って参りました。

この間、常勤理事者により、不利益・損失等の回避を最優先事項とする機動的且つ適時適切な対応を行った結果、本件実務的対応を中止したことによる当組合に対する不利益・損失並びに経営への影響は生じておらず、この点を理事会において最終的に確認したことから、遅ればせながら、本総代会を開催し本件議決を得ることと致しました。

## 第2号議案 役員選挙規約一部改定の件

次のとおり、一般的な規定例に副った内容とするため、本規約の一部を改定することにつき決議を得たい旨提案いたします。

役員選挙規約改定箇所（下線箇所）

改定条文案	現行条文
(役員選出方法) 第8条 選考委員会から報告された役員候補者の数が組合定款第18条に基づき理事会が決定した定数以下の場合には、 <u>投票を省略して候補者全員を当選とする。</u> (第2項以下記載省略)	(役員選出方法) 第8条 選考委員会から報告された役員候補者の数が組合定款第18条に基づき理事会が決定した定数以下の場合には、 <u>管理員会は総代会の承認を得て</u> 候補者を当選とする。 (第2項以下記載省略)

## 第3号議案 他の団体への加入又は脱退における加入金等の範囲の設定の件

当組合の事業を行なうために必要な他の団体への加入又は脱退における加入金等（出資若しくは

加入金又は会費)について、100万円以内のものについては総代会決議を要さず理事会議決事項とすることにつき決議を得たい旨提案いたします。

当組合定款第56条第1項において、他の団体への加入又は脱退は総代会議決事項と定められておりますが、一方では、同第2項において「この組合は、本定款第3条各号に掲げる事業を行なうため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。」と定められていることから、他の団体への加入又は脱退における加入金等の範囲について、100万円を超える場合は総代会議決事項とし、100万円以内の場合は理事会議決事項とすることにより業務執行上の機動性の確保を図ることとします。

なお、上限を100万円とすることにつきましては、上限金額の基準等を定めた法令等の規定がないことから、一般的な例を参考といたしました。

#### **第4号議案 議案決議効力発生の件**

前各号の議案につきましては、本会決議により効力が発生するものでございます。

この際、各々の議決内容の趣旨に反しない範囲または監督行政庁より指示または指導を受けた等の場合で決議内容に重要な変更をきたさない範囲における字句等の加除修正等につきましては理事会に御一任ください。